

保育園・認定こども園(2号・3号認定) 利用者負担額表

【平成31年4月適用】

(単位:円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			2号・3号認定利用者負担額(月額)					
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)			保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
階層	定義		3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで	3歳児 ※満3歳に達する日以後の最初の4月1日から	4歳以上児	3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで	3歳児 ※満3歳に達する日以後の最初の4月1日から	4歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		上記以外の世帯	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
C階層	第1 市町村民税所得割額24,300円未満 (市町村民税均等割課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	9,100 (4,550)	6,100 (3,050)	8,900 (4,450)	6,000 (3,000)	9,100 (4,550)	6,100 (3,050)
	第2 市町村民税所得割額24,300円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	13,100 (6,550)	10,100 (5,050)	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)	13,100 (6,550)	10,100 (5,050)
D階層	第1 市町村民税所得割額48,600円以上 64,700円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	16,400 (8,200)	13,500 (6,750)	16,100 (8,050)	13,200 (6,600)	16,400 (8,200)	13,500 (6,750)
	第2 市町村民税所得割額64,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)	3,300 (0)	2,200 (0)
		上記以外の世帯	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)
		市町村民税所得割額77,101円以上80,800円未満	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	21,800 (10,900)	18,900 (9,450)
	第3 市町村民税所得割額80,800円以上97,000円未満		27,200 (13,600)	24,300 (12,150)	26,700 (13,350)	23,800 (11,900)	27,200 (13,600)	24,300 (12,150)
	第4 市町村民税所得割額97,000円以上121,000円未満		33,400 (16,700)		32,800 (16,400)		33,400 (16,700)	
	第5 市町村民税所得割額121,000円以上145,000円未満		36,700 (18,350)	30,000 (15,000)	25,900 (12,950)	36,000 (18,000)	29,400 (14,700)	25,400 (12,700)
	第6 市町村民税所得割額145,000円以上169,000円未満		41,100 (20,550)			40,400 (20,200)		
	第7 市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満		45,600 (22,800)			44,800 (22,400)		
	第8 市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満		48,600 (24,300)	31,600 (15,800)	26,400 (13,200)	47,700 (23,850)	31,000 (15,500)	25,900 (12,950)
	第9 市町村民税所得割額397,000円以上		54,900 (27,450)			53,900 (26,950)		

※()内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

＜注意事項＞

○ 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

○ 多子軽減

(1) 当該世帯内で施設(保育所、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(2) 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。

なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

(3) 世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、(2)の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

○ すくすく保育支援事業 (多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。